

第 1 章 計画策定にあたって

第1節 地域福祉の意義と役割

(1) 計画策定の趣旨

近年、急速な人口の減少と少子高齢化・核家族化の進展、家庭や地域においてお互いが助け合い、支え合うという相互扶助機能の低下、また、住民のライフスタイルの多様化やプライバシーの配慮などによる地域のつながりの希薄化など、地域社会をとりまく環境は大きく変化しています。

こうした中、住民の福祉サービスに関するニーズは多様化してきており、従来のような高齢者や障がいのある人、児童といった福祉の個々の制度の中で個別に対応していくだけでは、多様なニーズに十分に応じられない状況が生じており、福祉のあり方も柔軟に変わっていく必要があります。

また、地域には「制度のはざま」にある問題も存在しており、すべてを公的な福祉サービスでは対応できない状況や分野横断的な問題に対し公的サービスが総合的に提供されていないという問題もあります。

こうした現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題に対応するため、地域福祉をこれからの福祉施策に位置付けることが必要となっています。

(2) 国の動向

①地域共生社会の実現

国は、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村は、地域住民の地域福祉活動への参加を活発にするための環境整備や、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制など包括的な支援体制づくりに努めることとされています。

②災害時に支援が必要な人への支援体制の構築

国は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年に災害対策基本法を改正するとともに、高齢者や障がいのある人など災害時に自力で避難することが難しいと思われる人（避難行動要支援者）を支援するための取組指針を作成し、その仕組みづくりを進めています。

③生活困窮者自立支援制度の創設

平成 27 年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階にあ

る生活困窮者に対して包括的な支援を行うための制度が創設されました。

市町村は、生活困窮者の早期把握と自立相談支援機関への適切な「つなぎ」の役割が期待されており、生活困窮者の自立支援に向けての施策などについて、地域福祉計画に盛り込むこととされています。

④成年後見制度の利用促進

平成 28 年に成立した「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度利用促進基本計画が平成 29 年に閣議決定されました。

計画では、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすいさとの調和の 3 つがポイントとされています。

⑤社会福祉法人の地域貢献活動の促進

社会福祉法の改正により、平成 29 年から社会福祉法人の公益性、非営利性を踏まえた地域における公益的な取り組みの実施が求められました。社会福祉法人は、日常生活または社会生活上の支援を必要とする人に対して、無料または低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めるものとされています。

■社会福祉関連制度改正の変遷■

社会福祉関連制度	高齢者	H17 認知症サポーター制度 H18 地域包括支援センター設置、介護保険制度が予防重視型へ 高齢者虐待防止法 H24 地域包括ケアシステム H27 地域包括ケアの強化、生活支援サービス事業
	障がいのある人	H17 発達障害者支援法 H18 障害者自立支援法 H23 障害者基本法改正、障害者虐待防止法 H25 障害者総合支援法、地域支援事業の拡充（市民後見人などの人材育成） 障害者施設等製品優先調達法 H26 障害者の権利に関する条約批准（国内法整備） H28 障害者差別解消法、障害者雇用促進法
	児童	H17～26 次世代育成支援行動計画 H27 子ども子育て支援制度
	その他	H27 生活困窮者自立支援法 H28 成年後見制度の利用の促進に関する法律 H29 社会福祉法等の一部を改正する法律 「我が事・丸ごと」の推進 社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを実施する責務

（３）地域福祉とは

地域福祉とは、すべての住民が互いに人権を尊重し、地域において支え合い、助け合って誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。

地域社会では、少子高齢化の進展による世帯の小規模化とそれにとともなう家族機能の弱体化、近隣住民同士のつきあいの希薄化、加えて厳しさを増す社会経済情勢による貧困の拡大などが、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。そのため、これからは様々な生活課題や福祉問題が多様化し、また増加していくものと予想されます。

このような現状に対し、地域住民や地域活動を行う人たち、福祉サービス事業者などが、行政機関や社会福祉協議会と協働し、それぞれの役割や特性を活かしつつ、支え合いの地域づくりのためのよりよい方策を見出していこうというのが、地域福祉の考え方です。

また、日常生活のみならず、いつ起こるかわからない災害時にも、家族だけではなく地域に暮らす人々の支え合いや助け合いといった、人と人とのつながりが大切であることが深く認識されています。

このように、地域の人々のつながりを深めていくことが、地域福祉の充実を図っていくうえで大変重要となります。

（４）「地域」の考え方

「地域」とは何かを考えると、まず、見守り活動などの地域福祉活動や伝統的な地域行事などを実施する際のまとまりの範囲とされることが多い「行政区」を指す場合があります。

「行政区」については、ひとつの集落の範囲とその名称を継承しているところもあるれば、いくつか集落がひとつになって新たな名称で呼ばれているところもあるようです。日常的には、「町」もしくは「町内」、「地区」や「行政区」などと呼ばれることもあります。

また「地域」については、日常的な生活のなかで、「向こう三軒両隣」や「スーブの冷めない距離」といった言葉で表現されるような、いわゆる「近所」としてのとりえ方もあります。「近所」の範囲については、その使われ方によってさまざまですが、回覧板が回覧される数世帯から 30 世帯程度で構成される「隣組」もしくは「組」、「班」などがおおむね該当するのではないのでしょうか。このいくつかの「隣組」によって、「行政区」が構成されることになります。

「小地域」：おおむね「隣組」もしくは「行政区」

生活上のつながりが最も深い地域を「小地域」とします。

「小地域」は、日常的なあいさつや見守り、地域活動を通じた住民同士の交流など、地域福祉推進の基礎的な活動が行われる単位となります。

さらに、いくつかの「行政区」によって構成される単位として、「校区」があります。「校区」には、小学校校区と中学校校区がありますが、単に「校区」という場合には、小学校校区を指すことが多いようです。「地域」とは何かを考えると、「校区」をイメージすることもあります。

「中地域」：おおむね「小学校区」

地域の団体等が連携を図りながら、組織的な地域福祉活動を推進する地域を「中地域」とします。

おおむね地区（校区）を単位に、地区社会福祉協議会（地区社協）が設立され、地域の状況に合わせたさまざまな地域福祉活動を行っています。また、民生委員児童委員などによる組織的な活動や、「柳川市市民協働推進計画（平成 20 年 3 月）」に基づく校区コミュニティの組織づくりが校区単位で進められています。

「地域」については、本計画の対象範囲である柳川市全域を指すこともあります。

「市全域」：計画対象範囲である柳川市全体

本計画の対象範囲全体の地域を「市全域」とします。

柳川市や柳川市社会福祉協議会が、福祉サービスの提供とその向上に向け、全市的な取り組みを進めています。

このように地域において取り組むことのなかには、小地域単位で取り組むことや、それが幾層にも重なって中地域ごとに、また市全域で取り組むことも含まれています。

第2節 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

(1) 計画策定の目的

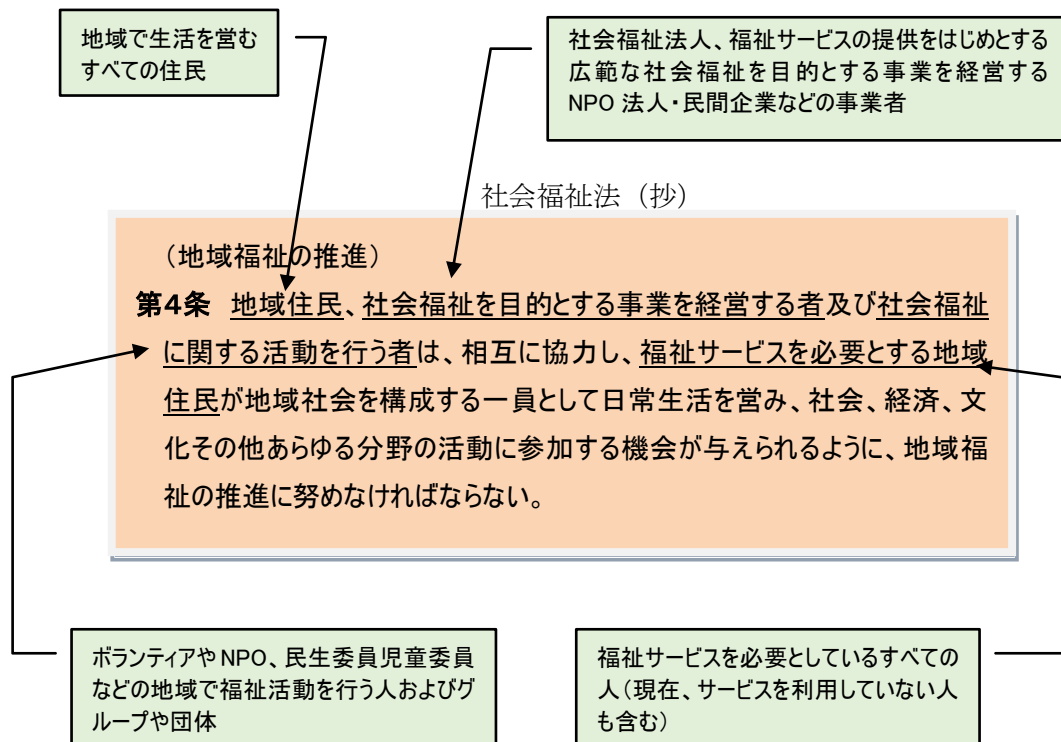
平成 12 年に改正された社会福祉法において、地域住民、行政、事業者が互いに協力して、地域における社会福祉（地域福祉）の推進に努めなければならない旨が規定され、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求めています。

このため、住民の誰もが住みなれた地域で、安心して、健康で、生きがいをもって暮らすことができるよう、地域福祉力を高める方向性、ビジョンを掲げ、その実現のための必要な施策などを取りまとめるために「柳川市地域福祉計画」および「柳川市地域福祉活動計画」を策定するものです。

なお、平成 27 年に生活困窮者自立支援法が施行されたので、地域社会からの孤立や排除などを背景として、複合的な課題を抱えて制度のはざままで生活に困窮している人々の自立を支援するための施策を、本計画に盛り込むことにしました。

これにより、既存の制度では対応しきれていなかったさまざまな人々を地域から排除することなく包み込み、地域福祉が充実したまちづくりを進めることとします。

■社会福祉法における地域福祉を推進する主体と目的に関する条文■ (社会福祉法第4条：地域福祉の推進)



(2) 計画の性格

①地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域のさまざまな福祉課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

これまでの福祉に関する計画は、「高齢者」「障がいのある人」「児童」などの対象ごとに策定されていました。本計画は、各個別計画の中で掲げられている理念・目標を尊重しながら、「地域」という視点でこれらに共通する課題を整理したうえで、理念や福祉ビジョンを定め、「自助・互助・共助・公助」の観点から取り組みの方向を定めます。

■地域福祉計画に盛り込むことが求められる事項■

社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

また、以下の概要のとおり（１）社会福祉法の改正、（２）厚生労働省社会・援護局長通知の発出がなされており、これらを踏まえた計画を策定します。

なお（１）については、「第 6 章 地域共生社会の実現に向けて」で記載しています。

■社会福祉法の改正、厚生労働省社会・援護局長通知の概要■

（１）社会福祉法の改正（平成 29 年 6 月 2 日公布）

ア. 市町村は、地域住民等・支援関係機関による地域生活課題の解決を包括的に支援する体制を整備するよう努めることとされた。（第 106 条の 3 関係）

＜具体的な事業の例示＞

- 地域活動への参加促進支援 ○地域活動拠点の整備
- 地域住民等に対する研修の実施 ○身近な相談支援体制の整備
- 地域生活課題解決のための支援関係機関の連携体制の整備

イ. 市町村地域福祉計画の記載事項が 2 項目追加された。（第 107 条関係）

○地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

○第 106 条の 3 の包括的な支援体制の整備に関する事項

（２）厚生労働省社会・援護局長通知（平成 26 年 3 月 27 日付）

市町村地域福祉計画に、生活困窮者自立支援方を盛り込むこととされた。

②地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会の事業に関して定める民間の活動・行動計画です。

住民、社会福祉事業者、社会福祉活動を行う者などが相互に連携・協力して、地域福祉活動を推進する上での目標と取り組みの方向を定めます。

■社会福祉協議会の位置づけ■

社会福祉法（抄）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

※市町村社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であることが明示されました。

■地域福祉活動計画策定指針（抜粋）＜全国社会福祉協議会＞■

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画」である。

③地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

「地域福祉計画」は、地域福祉推進のために必要な仕組みや基盤をつくる計画ですが、「地域福祉活動計画」は、それを実行するための活動・行動計画であり、両計画とも「地域福祉の推進」を目的とする車の両輪のような関係にあることから、整合性を図って策定することが必要です。

このため、柳川市および柳川市社会福祉協議会の共同作業により「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

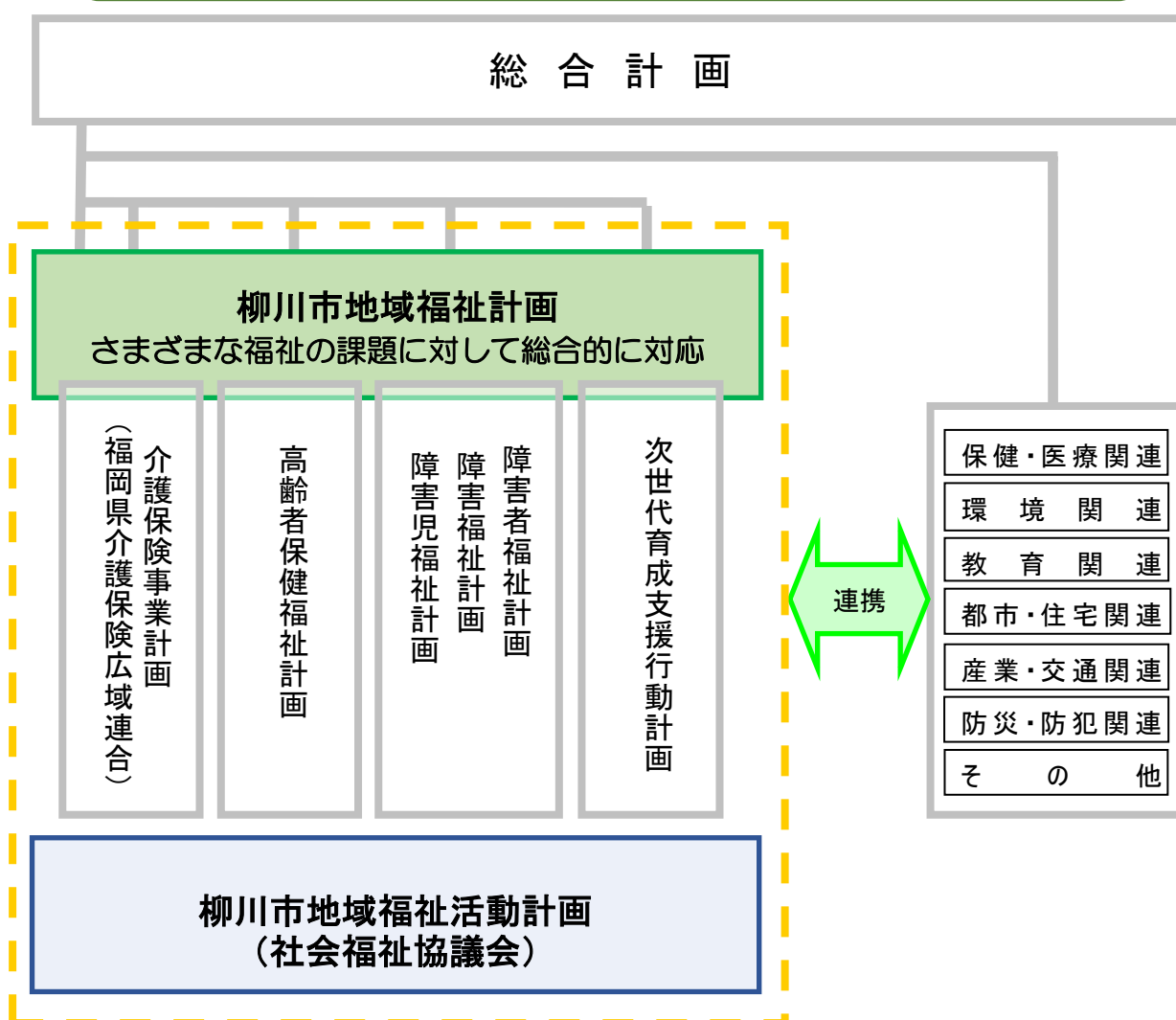
(3) 総合計画および各個別計画との関係

総合計画は、本市のまちづくりの行政運営指針の最上位計画で、まちの将来像や達成する目標などを取りまとめたものです。

地域福祉計画は、総合計画の福祉関連部門計画として、各個別計画の基本目標の実現に向けた計画としています。

平成 29 年には社会福祉法が改正され、地域福祉計画は福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけられました。

地域福祉計画・地域福祉活動計画と総合計画および各個別計画との関係



(4) 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や制度改正などに対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

(5) 計画の策定体制

①地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

地域福祉の推進に係る検討を行うため、学識経験者、福祉関係団体の代表者などで構成する「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置して協議を行いました。

■策定委員会の経過■

	開催日時	主な議題
第1回	平成 29 年 10 月 20 日 10 時～ 柳川市民会館 第二会議室	○地域福祉（活動）計画とは ○福祉団体ヒアリング結果
第2回	平成 29 年 11 月 21 日 10 時～ 柳川市民会館 第二会議室	○現計画の評価報告 ○住民意識調査結果報告
第3回	平成 30 年 1 月 11 日 10 時～ 柳川市民会館 第二会議室	○計画素案の検討
第4回	平成 30 年 2 月 6 日 14 時～ 柳川市役所柳川庁舎 第一・二会議室	○計画案の検討
	平成 30 年 2 月〇〇日 ～3 月〇〇日	パブリックコメントの実施

②住民意識調査

計画の策定にあたり、地域福祉に関する住民の意向、問題、課題を吸い上げ、計画に反映させていく際の基礎資料とすることを目的として実施しました。

なお、結果については、「第 4 章 主な施策の展開」に記載しています。

■調査の実施方法と有効回収状況■

調 査 対 象	柳川市に居住する 18 歳以上の住民 3,000 人
調 査 の 時 期	平成 29 年 8 月～9 月
調 査 の 方 法	郵送による調査票の配布・回収
回 収 数 と 回 収 率	有効回収数：967 有効回収率：32.3%

③福祉関係団体ヒアリング

市内にある福祉関係団体の現状と課題を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

■福祉関係団体ヒアリングの実施概要■

福祉関係団体ヒア リングの実施	◇福祉関係団体から選ばれた方たちが一堂に会して、自由な雰囲気 で話し合いをしていただきました。 ◇ヒアリングは懇談会形式で1回実施。時間は2時間程度。
懇談会実施 日時・場所	日時：平成29年9月22日（金） 10時～ 場所：柳川市民会館 第二会議室

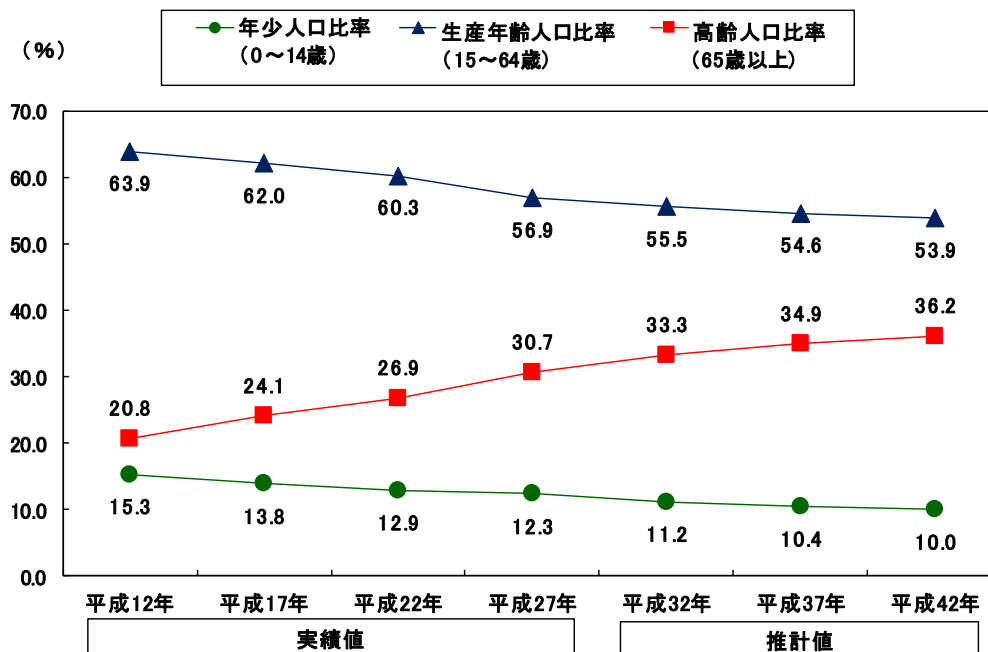
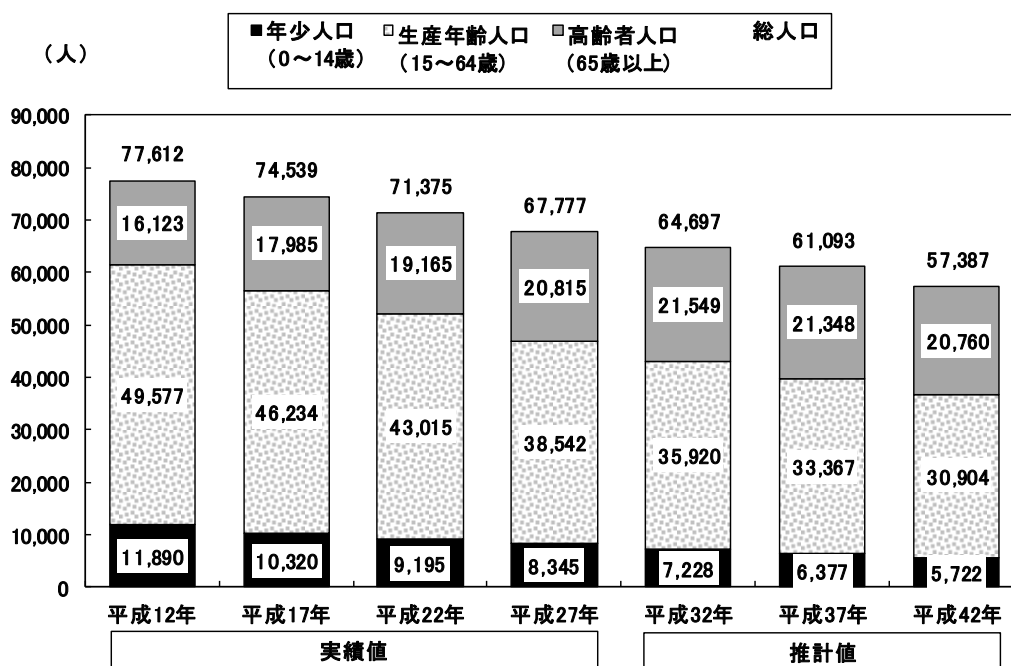
第2章 本市の福祉をとりまく状況

第1節 本市の福祉をとりまく状況

(1) 少子高齢化の進行

柳川市の総人口が平成12年以降減少傾向にある中、少子化、高齢化の傾向は依然として変わりません。年少人口は平成27年の12.3%から平成42年には10.0%、高齢化率は平成27年の30.7%から平成42年には36.2%と予想され、超少子高齢社会が拡大しています。

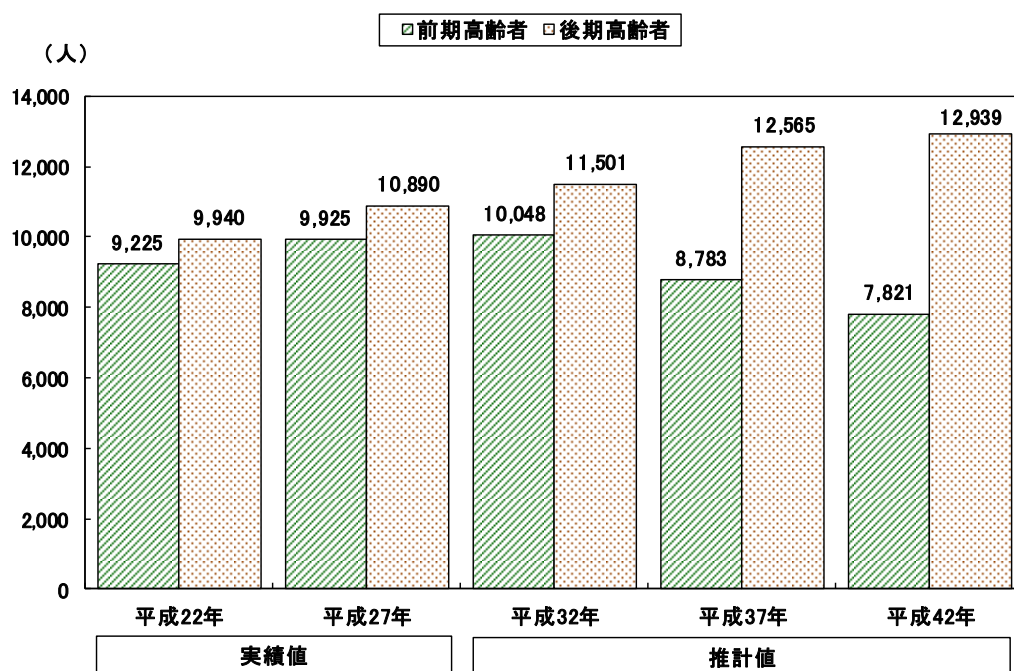
■ 年齢別人口の推移 ■



注：人口総数には年齢不詳者も含まれているため、年齢3区分の積み上げ人口には一致しない場合がある。
 注：人口割合については、年齢不詳を除いて算出している。
 資料：実績値は国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所推計

65 歳以上の老年人口の内訳をみると、65～74 歳の前期高齢者は平成 32 年の 10,048 人をピークに減少し、平成 42 年には 7,821 人と 22% 減少するのに対し、75 歳以上の後期高齢者は平成 32 年の 11,501 人から平成 42 年には 12,939 人と 13% の増加となっています。「団塊の世代」が高齢期を迎えることによるものです。

■前期・後期高齢者人口の推計■



資料：実績値は国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所推計

(2) 高齢者ひとり暮らし世帯などの増加

過去5年間の「高齢者ひとり暮らし世帯」「高齢者夫婦のみ世帯」の推移をみると、いずれも増加しており、総世帯数に占める割合も、5年間で前者は 2.1 ポイント、後者は 1.5 ポイント増加しています。一方、母子世帯・父子世帯のひとり親世帯はほぼ横ばいとなっています。

■高齢単身世帯などの推移■

項目	平成 22 年		平成 27 年	
	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)
総世帯数	23,289	100.0	23,398	100.0
高齢ひとり暮らし世帯数	2,020	8.7	2,537	10.8
高齢夫婦のみ世帯数	2,103	9.0	2,468	10.5
母子世帯数	410	1.8	406	1.7
父子世帯数	41	0.2	32	0.1

資料：国勢調査

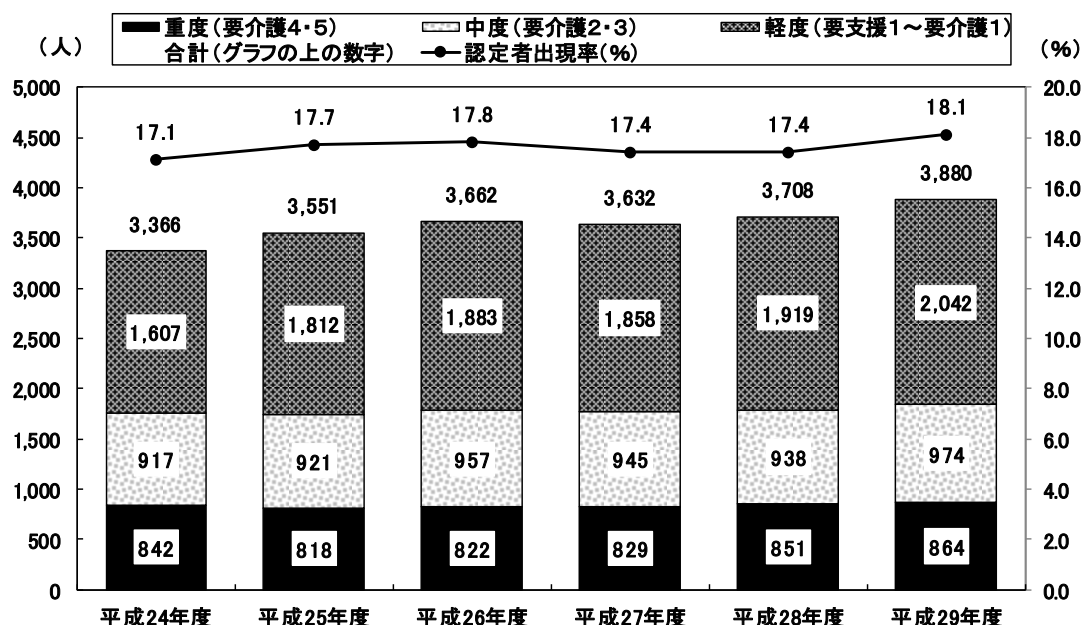
(3) 支援を必要とする住民の状況

①要介護（要支援）認定者の推移

本市の要介護（要支援）認定者は毎年増加しており、平成 29 年9月末時点では 3,880 人、認定者出現率は 18.1%となっています。

また、要介護度別にみると、軽度（要支援 1～要介護 1）の増加と比べて中度（要介護 2・3）、重度（要介護 4・5）の増加が抑えられており、現時点までの介護事業の取り組みの効果はあがっていると推測されます。

■要介護（要支援）認定者推移■

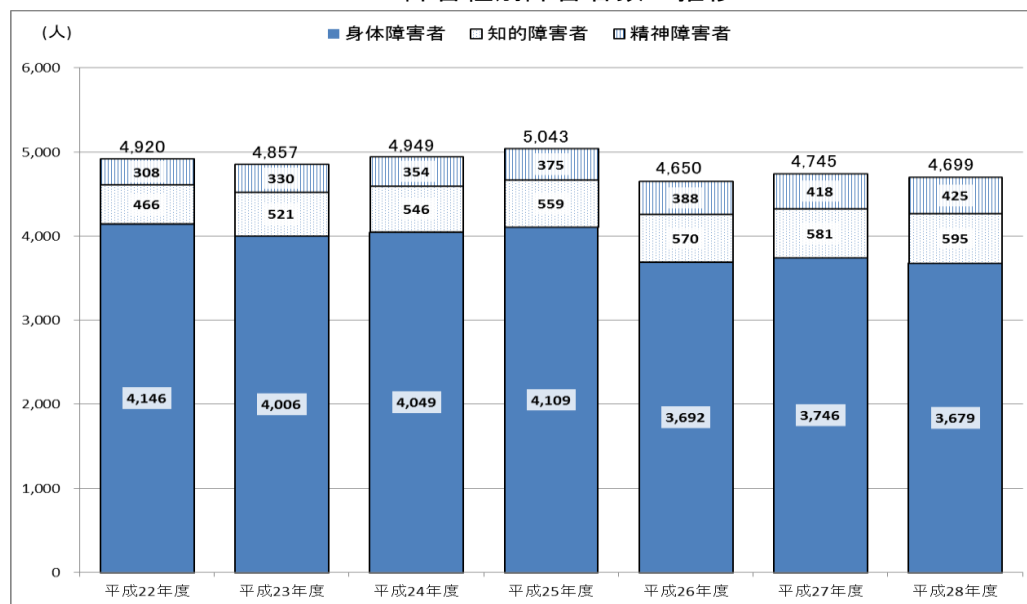


資料：福岡県介護保険広域連合

②障がいのある人の動向

障がいのある人はいずれの障がい種別も横ばいか増加傾向にあり、全国的にも発達障がい児（精神障害者保健福祉手帳所持者はグラフに含まれる）などの増加が指摘されています。

■障害種別障害者数の推移■



③老人クラブの動向

老人クラブの会員数は平成 24 年度の 12,303 人から平成 28 年度には 11,526 人に減少しています。また、単位老人クラブ数も平成 24 年度には 191 クラブでしたが、平成 28 年度には 182 クラブに減少しています。

■老人クラブの推移■

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
会員数(人)	12,303	12,165	11,934	11,747	11,526
単位老人クラブ数(クラブ)	191	191	185	185	182

資料：柳川市福祉課（各年度 3 月末現在）

④児童扶養の動向

ひとり親家庭などの児童のための「児童扶養手当」の受給者は、平成 24 年度の 9,109 人から減少して平成 28 年度に 8,878 人となっています。

■児童扶養手当受給者数の推移■

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数(人)	9,109	8,953	8,972	8,969	8,878

資料：柳川市子育て支援課（各年度 3 月末現在）

⑤生活保護世帯の動向

生活保護世帯は平成 24 年度の 704 世帯から平成 28 年度には 694 世帯に減少しています。また、人員も平成 24 年度の 1,032 人から平成 28 年度には 941 人に減少しています。

■生活保護の被保護人員・世帯数の推移■

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
世帯数(世帯)	704	704	701	703	694
人員(人)	1,032	1,013	997	976	941
保護率(%)	1.45	1.45	1.44	1.42	1.39

資料：柳川市生活支援課（各年度 3 月末現在）

注：保護率は、「被保護人員」÷「各年度 3 月末現住民基本台帳人口」

⑥児童虐待相談件数の動向

児童虐待相談件数（柳川市内の実績）は、平成 24 年度は 133 件から一旦増加したものの、平成 28 年度は 87 件に減少しています。

■児童虐待相談件数の推移■

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談件数(件)	133	142	132	86	87

資料：福岡県児童相談所事業概要（各年度 3 月末現在）

⑦DV相談件数の動向

DV相談件数は、年度によって差があり、平成24年度は298件、平成28年度には151件となっています。

■DV相談件数の推移■

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談件数(件)	298	107	162	187	151

注：来庁実績（延件数）

資料：柳川市子育て支援課（各年度3月末現在）

⑧自殺者数の動向

自殺者数は、平成24年度は18人、平成28年度は14人となっています。

■自殺者数の推移■

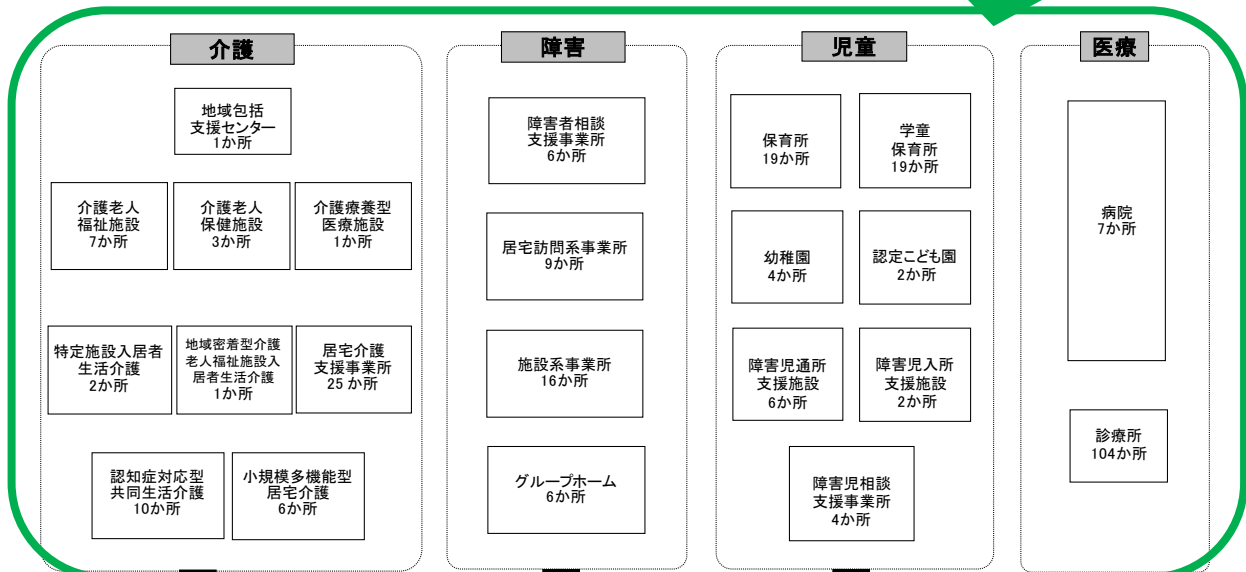
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人数(人)	18	15	12	14	14

資料：福岡県保健統計年報（各年度3月末現在）

(4) 市内の主な地域資源の状況

市内の主な地域資源の状況

公的・民間を含めた
福祉・医療施設



要介護認定者
3,688人

自立支援給付者
(介護給付、
訓練等給付)
444人

保育所児童
1,930人
幼稚園児童
160人
認定こども園児童
251人
学童保育所児童
744人

支援を必要とする
住民など

高齢者人口 (65歳以上)
21,440人
高齢化率
31.8%
一人暮らし高齢者
3,882人
高齢者のみ世帯
7,019世帯

身体障害者
3,679人
知的障害者
595人
精神障害者
425人

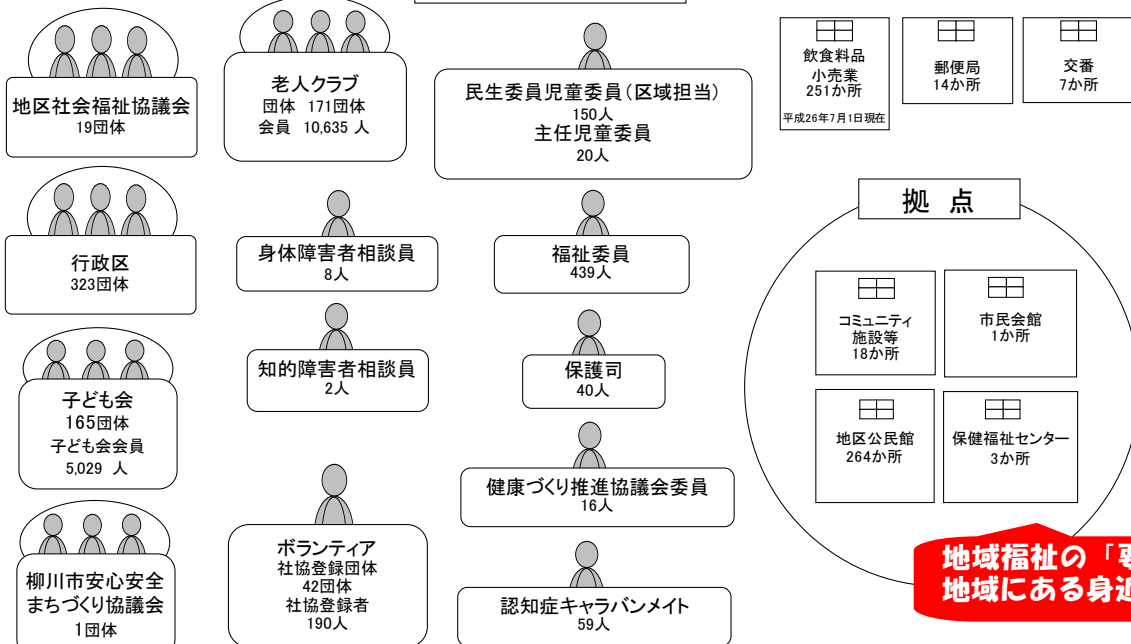
年少人口 (15歳未満)
8,292人
小学生 3,430人
中学生 1,864人

児童扶養手当支給世帯
763世帯

被保護世帯・人数
690世帯・994人

人口 67,490人
世帯数 25,244世帯
(住民基本台帳より)

住民に身近な資源



地域福祉の「要」となる
地域にある身近な資源

※時点を記載していないデータは平成29年4月1日現在

(5) 民生委員児童委員や福祉委員の状況

① 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、民生委員法に基づき、住民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。民生委員児童委員の中には児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

主な職務は、以下のとおりです。

- ・住民の生活状態を把握し、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと。
- ・要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと。
- ・社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。
- ・福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること。

柳川市では171人(定数)の民生委員児童委員(うち主任児童委員が20人)が活動しています。

② 福祉委員

福祉委員は、各行政区より選出され、社会福祉協議会が委嘱します。地域において高齢者、子育て中の親子、障がいのある人など、援助を必要とする本人や家族に対して、相談相手となるとともに、民生委員児童委員と連携を図りながら、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役です。現在、439人の福祉委員が配置されています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念と基本的な視点

(1) 基本課題

福祉サービスに関するニーズは複雑・多様化しており、虐待や認知症、生活困窮者などへの対応を含め、これまでの施策だけでは対応が難しいことが増加しています。

これからの福祉のあり方は、住民自らが自分らしく生きることを前提に、支援が必要となったときには、適切なサービスを利用でき、安心して暮らせる環境を住民みんなの力で築き上げていくことが求められています。

住民の誰もが安心して、生きがいをもって暮らすことのできる地域社会を確立するためにも、行政サービスだけではなく、地域住民や福祉サービス事業所との連携によるサービスの質・量の両面にわたる充実を図る必要があるとともに、住民一人ひとりが地域のことや隣近所・周囲の人に関心をもち、共に支え、支えられる関係が地域の中で形成されることが何よりも大切となります。

また、地域福祉の取り組みにおいては、住民自らが取り組むとともに、地域の中の多様な考え方、存在を認め合い、お互いの基本的人権を尊重しながら共に生き、共に進めていくことが重要となりますので、地域住民との協働、福祉サービス事業所との連携などにより、地域における「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の役割を明確にし、地域コミュニティの再生と併せて地域福祉を推進していく必要があります。

(2) 基本理念

本市の地域福祉の課題や方向性を踏まえ、第2次柳川市総合計画の地域福祉分野の目標を考慮し、住民の誰もが住みなれた地域で、安心して、健康で、生きがいをもって暮らすことができるよう、共に支え合うまちづくりを進めます。よって、本計画の基本理念を、第一期に続き「笑顔でつながる福祉のまち 柳川」とします。

基本理念

笑顔でつながる福祉のまち 柳川

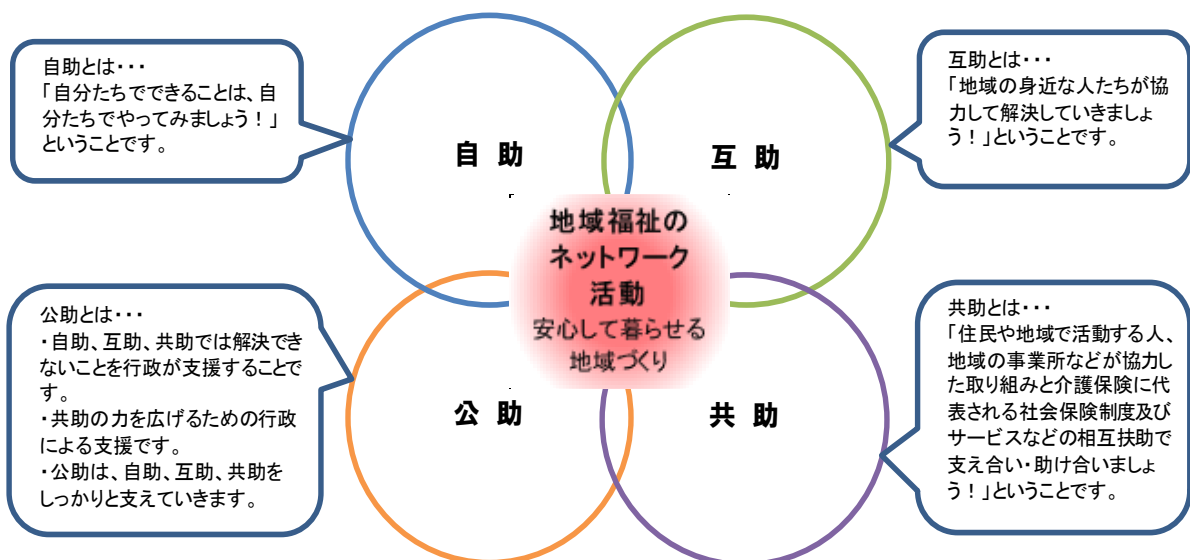
(3) 基本的な視点

「笑顔でつながる福祉のまち 柳川」の実現を支える基本的な視点(考え方)として、次のとおり「自助(住民一人ひとりの心がけ、取り組み)」「互助(身近な人間関係内での取り組み)」「共助(地域全体での取り組み及び社会保険などの制度的な取り組み)」「公助(行政の取り組み)」を掲げます。

基本的な視点	意味すること
自 助 (住民一人ひとりの心がけ、または取り組み)	住民一人ひとりや家族が自立し、福祉サービスの受け手としてだけでなく、自らが地域福祉の担い手であるという認識を持ち、課題解決に向けてできることを主体的に行うこと。
互 助 (身近な人間関係内での取り組み)	身近な人間関係(別居する家族、近隣の友人や知人)のなかで自発的に支え合い、助け合うこと。
共 助 (地域全体での取り組み及び社会保険などの制度的な取り組み)	住民や地域で活動する人、地域の事業所などさまざまな人や組織が、協力して課題解決に向けて取り組み、地域の福祉力を高めること。また、介護保険に代表される社会保険制度及びサービスなどの相互扶助で支え合い、助け合うこと。
公 助 (行政の取り組み)	行政としての責任と役割を果たすとともに、住民の自立支援や地域の福祉力向上のための環境整備を行うこと。

地域福祉を推進するためには、「自助」「互助」「共助」「公助」、これら4つの支えが緊密に連携しながら地域の福祉課題に取り組むという視点が必要です。

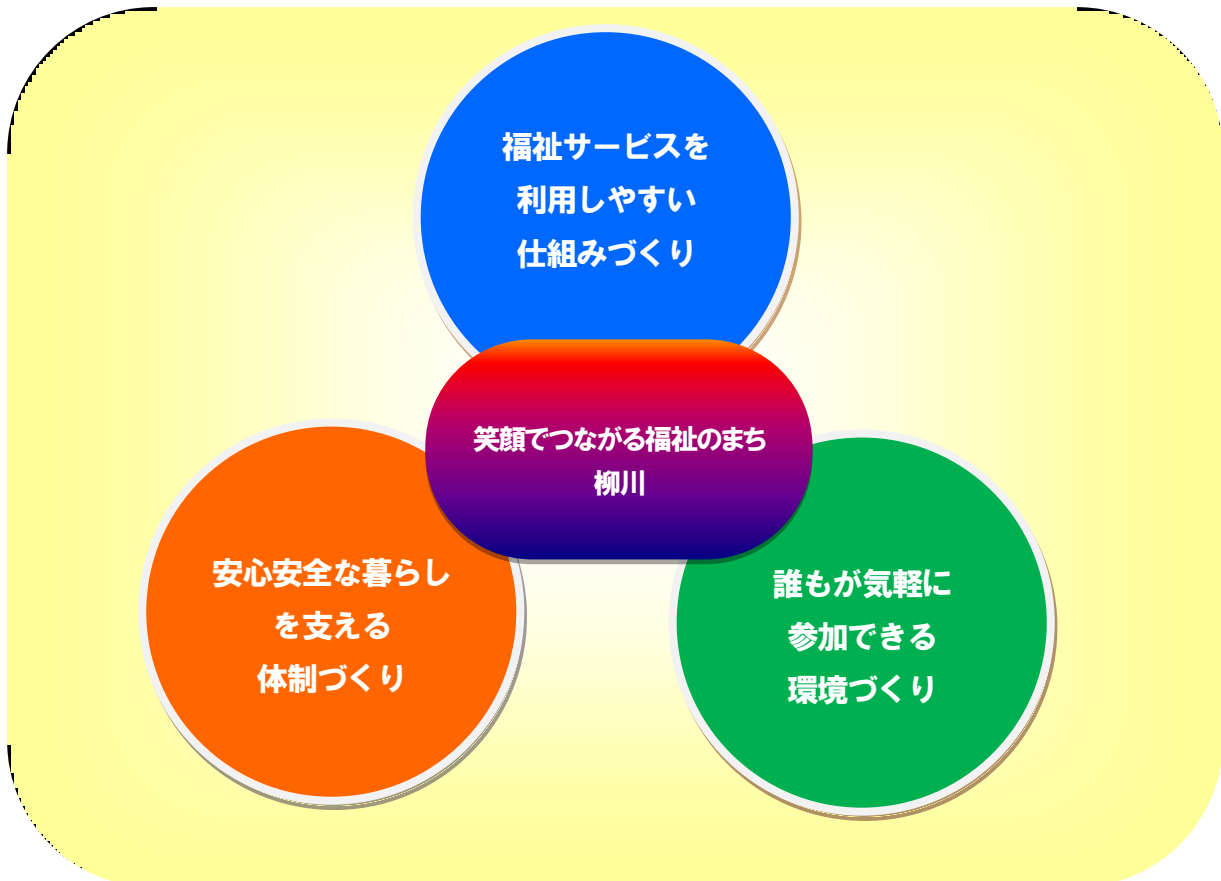
さらに、4つの支えが適切に連携していくためには、人や組織をつなぐ人材や仕組みづくりが必要となります。



第2節 基本目標

（１）基本目標

「基本理念」の実現に向けて、前節で述べた「基本的な視点」に立ち、以下の3つの基本目標を設定し、住民と行政・社会福祉協議会が協働して取り組んでいきます。



《基本目標１》 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

地域におけるさまざまな福祉ニーズの把握とともに、支援を必要とする人への情報提供や、相談体制・権利擁護体制の充実を図ります。

また、複雑な課題を抱え自立が困難な状況にある人を支援できる体制を整えます。

さらに、地域における身近な助け合いとともに、専門職と連携した支援体制の整備に取り組みます。

《基本目標２》 安心安全な暮らしを支える体制づくり

住民一人ひとりが住みなれた地域で、安心して暮らせるために、必要な支援を適切に利用できる体制づくりを進めます。また、それをバックアップする相談支援機関同士の連携を支援します。

地域福祉推進のため、誰もが、地域のことや隣近所・周囲の人に関心をもち、共に支え、支えられる関係を形成するとともに、災害時や緊急時の支援体制の確立など、地域においてさまざまな不安を解消する体制を整えます。

《基本目標３》 誰もが気軽に参加できる環境づくり

みんなと共に支え合うまちづくりの実現のため、地域の中で共に支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりを支援します。

このため、異なる立場の相手を理解し、尊重し合うことができるよう、福祉教育の充実を図ります。

また、地域福祉を支える助け合いの心を基本として、活動の推進役となる地域リーダーをはじめ、ボランティアやNPOなど活動の支援やそれに関わる人材の確保・育成を図ります。

(2) 施策の体系

〈基本理念〉

笑顔でつながる福祉のまち 柳川

基本 目標

1

福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

1 情報提供の充実

(1) 福祉サービスを知る機会の充実

2 相談支援活動の推進

(1) 身近な相談支援の充実

(2) 相談窓口の機能充実

基本 目標

2

安心安全な暮らしを支える体制づくり

1 安心できる福祉の充実

(1) 福祉サービスの適切な利用の推進

(2) 地域での支え合いの推進

2 避難行動要支援者の 支援の充実

(1) 平常時の備えの充実

(2) 円滑な援護活動の推進

基本 目標

3

誰もが気軽に参加できる環境づくり

1 交流やつながりの充実

(1) 地域活動の活性化

(2) ボランティア活動の推進

2 学ぶ機会の充実

(1) 人権教育・福祉教育の充実

(2) 福祉問題などを学ぶ機会の充実